

議員提出議案第29号

子どもたちの幸せのための幼児教育無償化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成30年12月21日

芦屋市議会議長 中島 健一 様

提出者	あしや真政会	松木 義昭
	公 明 党	帰山 和也
	日本共産党 芦屋市議会議員団	森 しずか
	日本維新の会 芦屋市議会議員団	大原 裕貴
	会派に属さない議員	いとう まい
	〃	長谷 基弘
	〃	前田 辰一
	〃	中島 かおり

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

子どもたちの幸せのための幼児教育無償化を求める意見書

就学前の幼児教育・保育の重要性は言うに及ばず、本格的な少子高齢社会を迎え、子育て支援の拡充は喫緊の課題である。その意味で、国が進める幼児教育の無償化は最重要課題であると認識している。

その上で、本施策を進めるにあたっては、子どもたちの就学前の教育・保育のさらなる充実など地方自治体の独自の裁量を狭めたり、地方に恒常的な負担を押し付けたりすることのないよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化は、地方消費税の増収分を充てることなく国の責任において全額を国費で確保すること。また、当該事業の拡大に伴う人件費やシステム改修費などについても財政措置を講じること。
- 2 無償化に伴う保育需要の拡大等に対応するための人材の育成・確保・施設の整備に対しても財政措置など必要な支援策を講じること。
- 3 無償化の施行に際しては、子どもたちの教育・保育環境の安全確保、質の担保・向上の仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会